

◎新潟県告示第761号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、妙高市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成29年6月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
7月18日（火）	午後1時から4時まで	妙高市妙高高原保健センター	妙高市全域
7月19日（水）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
7月20日（木）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	妙高市関山コミュニティセンター（旧：農民研修センター）	妙高市全域
7月21日（金）	午前9時から正午まで	妙高市文化ホールホワイエ	
7月24日（月）	午後1時から4時まで		
7月25日（火）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
7月26日（水）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
7月27日（木）	午前9時から正午まで		
7月28日から平成30年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、平成30年1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで		

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会